

令和6年4月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第4回）議事録

主査（西目庶務班） 巴 留美子 主事（鳥海庶務班） 佐藤海士

8. 総会議長
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員
19番 大 瀧 浪 雄
20番 佐々木 純 一

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年4月2日公示招集されました、令和6年第4回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中21名であります。

4番庄司和夫委員、17番伊藤剛委員、18番加藤三敏委員より欠席の届け出があります。出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第1号と2号並びに議案第25号から議案第28号までの計6件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、19番大瀧浪雄委員、20番佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第1号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第1号について、事務局次長による案件報告)

○議長

報告第1号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。ただいまより、転入、併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。

【職員紹介】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、報告第2号「違反転用事案の取扱について」を議題とします。事務局より報告を求めます。

○事務局

(報告第2号について、事務局次長兼農地班長による案件報告)

○議長

報告第2号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第6、議案第25号「農地法第3条の規定に基づく地役権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第25号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読説明し、農地法第3条第2項ただし書に該当し、通常審査される全部効率利用要件や農作業常時従事要件は満たしていても許可することができる旨説明する。)

○議長

議案第25号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第26号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第26号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第26号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第26号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番から4番につきましては、20番佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第27号1番から4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第27号1番から4番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第27号1番から4番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第27号1番から4番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号1番から4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第27号5番から57番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第27号5番から57番について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通り)

通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第27号5番から57番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第27号5番から57番は、原案どおり承認することに、異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号5番から57番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第28号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第28号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、農用地区域内農地であるが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、一時転用申請であるが申請面積が30aを超えるため、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第28号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、佐々木純一委員。

○佐々木純一委員

(議案第28号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地の営農条件に支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第28号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【14番・畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

14番畑山留美子委員

○14番・畑山留美子委員

14番の畑山です。

まちづくりのことで色々転用があるので曖昧になっているのですけれども、今日一時利用になった所は建物が建つ所ではないのですか。この位置図は一時転用だけの位置図となっているが、建物が建つ所がどこだったのかわからなくなってしまっているのです。建物が建つのはどこか、おおまかで良いのでこの位置図でわかる範囲で説明していただければと思います。

○議長

只今の質問に対し説明願います。

○事務局

はい。14ページの囲みの中の方で言いますと、申請地の右上に標記されているのがTDKの社員寮ということで建設済みのものとなっております。そこの南側、今回の申請地の東側の部分が萬生苑さん、特別養護老人ホームということで現在建設が終わって稼働して後は外構を残すのみというような状況になっておりますけれども、今回上がってきた申請地が、申請事業者が今後転用申請を予定している土地ということで、ここはまだ転用申請しておりませんので建物を建てる前の地質調査ということで今回申請が上がってきました。

今回の申請地の北側の空いている部分が商業施設として計画されている所で、これについては申請事業者の申請が出された後に進められるものとして、現在、農業委員会としての判断は不透明なところがありますけれども、そのような順番で進められてその一角に建物が建つ予定地となっているような状況です。

わかりにくいかもしれませんが以上です。

○14番・畑山留美子委員

わかりました。そうすれば申請地の所に建物が建つということで間違いありませんね。

○事務局

はい。そのとおりです。

○議長

他に、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第28号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第28号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時7分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 富 樫 公 一

議事録署名委員 大 瀧 浪 雄

議事録署名委員 佐々木 純 一